

可能なる者を以て一部運轉を持續したのである。
因に右路線には現在何れも他に併行する營業線ありて車輛
の運行比較的稠密なるに比し乗客僅少ななるが爲一般交通に
支障を来す程度のものではない。

會社側では右争議圖の要求に對し、西島事務所之に會見して
今圖説諭の已むを得ざる事情を説明し且つ一應研究の上頁
に會見する旨を述べたのである。

○ 調停者の斡旋

右争議第一圖の兎會見後、自動車部路線の直所有者たる平
川富藏並に自動車部に特許の取引關係を有する青宮銀行の
兩氏が調停に赴ち争議双方の圖を種々斡旋に努めた結果前
折はあつたが其の繼續に動かされて二十一日午後十一時よ
り本社事務所に於て再度の争議會見となり解決を得るに
至つたのである。

十三、 解決状況

二十一日午後十一時半より本社事務所に於て、

會社側 西島事務所外二名

争議圖側 代表者平川富藏、青宮銀行

調停者 平川富藏、青宮銀行

會見種々交渉の結果二十二日午前二時に要り左記條件を以
て解決するに至つたのである。

解決條件

第一、本給一割減を一分五分減とすること

第二、従来の乗務時間十二時間は其儘とし「メム」は限り
十時間勤務とするも其明直ちに自動車を出し得る機
用意して置くこと

第三、女車掌の本給は其の儘とし勤務時間は十時間とす、
但し精進賞與は支給せず。